

第4回 憲法「改正」問題－自民党の改憲案を読む

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

1. 2016参院選の結果－改憲勢力3分の2をどうみるか

(1) 事態の重大性

- ・「任期中の改憲」を掲げる安倍首相（総裁）
- ・改憲に向けての実績づくり 秘密保護法、国家安全保障会議、そして戦争法
- ・「18歳選挙権」実現でいつでも改憲発議可能 憲法審査会で改憲案の策定
- ・南スーダンPKOでの戦争法11月実施（ジブチでの訓練）
- ・沖縄辺野古・高江などでの政府による強権的な米軍基地建設

(2) しかし危機の一方的深化ではない

- ・「争点隠し」に終始した与党 「改憲問題争点化」は野党とマスコミの（終盤）報道
- ・市民と野党の共同の成果 11/32で選挙区勝利 ほとんどの選挙区で票上積み
何よりも戦後初めての選挙協力 戦争法反対運動、市民連合の力 2000万署名

(3) これまで（＝から）の課題

- ・憲法をトータルに（＝平和主義のみならず民主主義、立憲主義も）否定する戦争法
- ・戦争法の施行→発動の先に展望される明文改憲（9条2項削除、緊急事態条項導入）
- ・戦争法廃止・9条改憲阻止で「憲法を取り戻す」ことの歴史的・画期的意義
- ・自民党の改憲案を改めてしっかり読む

2. 自民党「日本国憲法改正草案」の逐条批判－日本国憲法との対比で

（本会資料及び小沢隆一「憲法を学び、活かし、守る」（学習の友社・2013年）参照）

①前文・1条・3条 ⇔ 日本国憲法（以下同）前文

- ・天皇元首化／国民の国旗・国歌尊重義務／平和的生存権削除
- ・関連して… 天皇の「生前退位」問題について

②9条 9条の2 9条の3 25条の3 98条 99条 ⇔ 9条

- ・自衛権の発動 ねらいは集団的自衛権
- ・国防軍の保持 「普通の国」の軍隊に 「審判所」（＝軍法会議）の設置
- ・あざとい「在外邦人保護」規定
- ・緊急事態対処規定 自然災害対処は「口実」 ねらいは軍事対処

③12条 13条 21条 ⇔ 12条 13条 21条

- ・「個人」から「人」へ 「個性のない人」がお好み？
- ・「公共の福祉」にかえて「公益及び公の秩序」による権利制限
- ・表現・結社の自由にも「公益及び公の秩序」による制限

④20条 ⇔ 20条

- ・「社会的儀礼・習俗的行為」の政教分離からの除外
- ・「政教分離」の本当の意味

⑤24条 ⇔ 24条

- ・「家族の尊重・家族の互助」の意味するものは？
- ・「ベアテさんの思い」から背を反ける

⑥28条 ⇔ 28条

- ・公務員の労働基本権の「全部」制限も可能に

⑦83条 ⇔ 83条

- ・「財政の健全性」の意味するものは？
- ・憲法で「財政の健全性」が確保できるか？

⑧92条 ⇔ 92条

- ・「地方自治の総合的実施」 総合的行政主体でなければ基礎自治体になれないのか？
- ・「住民の負担を公平に分担する義務」の意味するものは？

⑨100条 ⇔ 96条

- ・衆参の「過半数の発議」の意味するものは？
- ・近代立憲主義の否定

⑩102条 ⇔ 97条 99条

- ・97条全面削除・「国民の憲法尊重義務」の意味するものは？
- ・国民はどのようにして「憲法を守る」のか

むすび

- ・主権者は私たち 憲法学習をさらに大きく、深く